

授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ

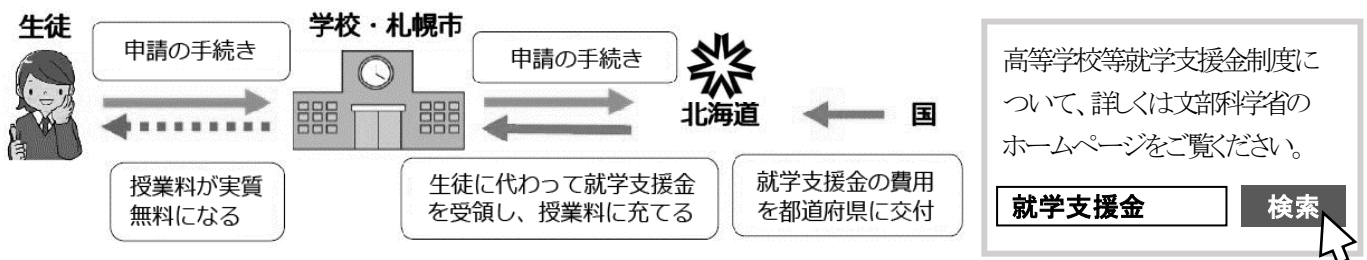
札幌市立高等学校の授業料は、全日制は月額 9,900 円、定時制は月額 2,700 円ですが、「高等学校等就学支援金」を受けられる方は、この授業料が実質無料となります。この支援金を受けるためには、申請が必要です。申請しない方も届出が必要です。以下の説明をよくご覧になり、期限内に手続きを行ってください。

1 高等学校等就学支援金とは

保護者等の所得が基準額未満（モデル世帯（※1）で年収の目安で約 910 万円未満）の生徒は、札幌市立を含む公立の高校・中等教育学校の場合、授業料と同額が国から給付され、授業料が実質無料となる制度です。毎年 8 割以上の生徒がこの制度による給付を受けています。

就学支援金が認定された生徒の授業料は、国が負担し、北海道を通して札幌市に支払われます。このため、生徒は授業料を納める必要がなくなり、授業料が実質無料となります。

（※1）「モデル世帯」とは、両親のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人、中学生 1 人の子供がいる 4 人世帯の場合です。家族の人数や年齢、働いている方の人数などによって、目安となる年収の金額は異なります。



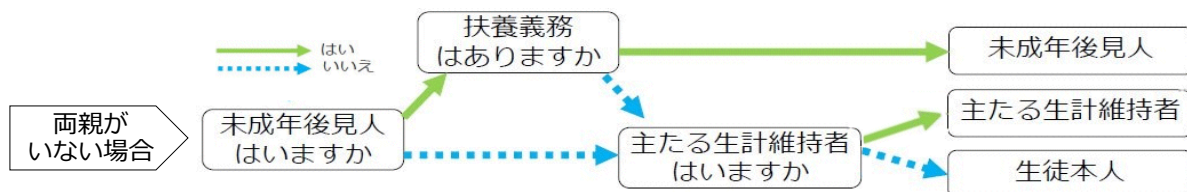
2 受給資格

日本国内に住所を有する方で、次の要件をすべて満たす方が就学支援金を受けることができます。

- 保護者等（※2・3）の市町村民税の「課税標準額×6%－調整控除の額☆」の合計が **304,200 円未満**
☆政令指定都市の場合は調整控除の額×3/4
- 高等学校等を卒業または修了していない
- 高等学校等に在学した期間が通算で 36 か月（※4）を超えていない

（※2）保護者等は原則として両親（離婚や死別により親権者が 1 人の場合はその 1 人）ですが、DV や失踪などで生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難な方や、継父・継母の場合で生徒と養子縁組を行っていない方は保護者等を含めません。

（※3）両親ともいない場合、次の方を保護者等とします。

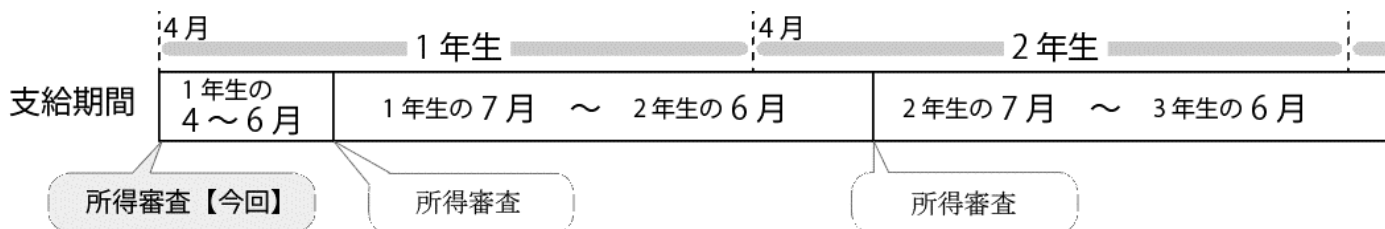


（※4）定時制・通信制の高校に在学した期間は、1 か月を 3/4 か月に換算します。（例：定時制高校に 20 か月在学した場合、在学期間は $20 \times 3/4 = 15$ か月として計算）

3 認定・支給期間

就学支援金の認定・支給期間は、7月から翌年6月までです。(4～3月ではありません。)

新1年生の場合は、今回新たに申請し、所得審査を経て認定されると、4～6月の3か月分のみ支給を受けられます。7月分以降については、7月頃に改めて所得審査を受け、要件を満たすと支給が決定され、翌年(2年生)の6月まで支給を受けることができます。このため、1年生だけは年2回(4月と7月)、2年生以降は年1回(7月)、所得審査を受けることになります。



4 申請・届出の手続方法

申請・届出の手続きは、国の就学支援金オンラインシステム『e-Shien』で行います。申請しない方も含めて、入学者全員手続きが必要ですので、お忘れにならないようご注意ください。

申請する方は、保護者等の個人番号(マイナンバー)も必要になります。また、他の高校等に在学歴のある方は別途書類が必要になります。以下の説明をご覧ください。

(1) オンラインシステム『e-Shien』での申請・届出(全員)

お手持ちのパソコンやスマートフォン等で、添付の「申請者向け利用マニュアル」に記載のURLを入力又はバーコードを読み取り、『e-Shien』にアクセスしてください。入力の方法や注意事項等は、「申請者向け利用マニュアル」を参照してください。

オンラインシステム『e-Shien』での手続きは

令和5年4月7日(金)までの間に行ってください。

- ※ インターネット環境がないなどの事情によりご自身で手続きができない方は、学校に申し出てください。
- ※ マイナンバーを使用・入力できない事情がある方は、学校に申し出てください。

(2) 前籍校から交付を受けた「資格消滅通知書」(他の高校等に在学したことがある方のみ)

本校に入学する前に他の高校等を退学している方は、退学した学校から交付を受けた通知書「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」を提出してください。

